

# 新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和2年5月【第2報】

この「支援制度のお知らせ【第2報】」は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策として4月1日に発行した「支援制度のお知らせ」に加えて、新たにお知らせする支援制度等をまとめたものです。

詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。

なお、今後も感染症の影響を注視しながら、新たな支援制度等についても検討を行って参ります。支援制度等の詳細が決まり次第、順次お知らせいたします。

## も く じ

### 1. 経済・生活面の支援

#### (1) 給付金・協力金

- 特別定額給付金 p. 2
- 子育て世帯への臨時特別給付金 p. 2
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 p. 2

#### (2) 税金や保険料等の猶予

- 個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収猶予 p. 3
- 介護保険料の徴収猶予 p. 3
- 水道料金等の支払猶予 p. 3
- 下水道受益者分担金の徴収猶予 p. 3
- 奨学資金の償還猶予 p. 4

### 2. 国等において実施する支援

- 持続化給付金 p. 4
- 農林漁業者への資金繰り支援（農林漁業セーフティネット資金）
- 農林業経営サポート資金
- 雇用調整助成金の特例措置
- 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援
- 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業
- 肉用子牛流通円滑化等緊急対策
- 野菜価格安定対策事業
- 高収益作物次期作支援交付金

# 1. 経済・生活面の支援

## (1) 給付金・協力金

### 特別定額給付金が給付されます



市民生活部市民課特別定額給付金推進班  
☎24-8366 (専用ダイヤル)

#### ◆特別定額給付金とは

下記の「対象となる方」に、1人につき10万円を給付するものです。

#### ◆対象となる方は

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方

#### ◆受給権者は

住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主

#### ◆申請方法と給付日は

##### ◇郵送申請

申請書は令和2年5月18日から郵送を開始します。令和2年5月28日から随時給付します。

##### ◇オンライン申請

令和2年5月1日から利用できます。令和2年5月20日から給付を予定しています。

※マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方の申請となります。

#### ◆申請期間は

令和2年8月20日まで

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

### 子育て世帯への臨時特別給付金が給付されます



市民生活部子育て支援課  
☎22-2360

#### ◆子育て世帯への臨時特別給付金とは

下記の「対象となる方」に、対象児童(※)1人につき1万円を給付するものです。

#### ◆対象となる方は

令和2年4月分(年齢到達等により3月分の給付を受けた方を含む)の児童手当の給付を受けた受給者

※平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども

#### ◆申請方法と給付日は

申請は不要。6月10日に児童手当登録口座へ振り込みを予定しています。

なお、公務員は令和2年6月1日から令和2年9月末日(予定)まで申請が必要。7月以降に随時給付します。

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

### 県からの休業等の要請や協力依頼に応じて協力金が支給されます



商工観光部産業戦略課  
☎22-1220

#### ◆拡大防止協力金とは

下記の「対象となる方」に、1事業者につき30万円を支給するものです。

#### ◆対象となる方は

県からの休業等の要請や協力依頼に応じて、令和2年4月25日から5月6日までの間、店舗等の休業による使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力をいただいた事業者(大企業を除く)

#### ◆申請期間は

令和2年5月13日から8月31日まで

#### ◆申請方法と支給日は

原則、「郵送申請」または、「オンライン申請」令和2年5月20日から支給を予定しています。

※申請書は栗原市Webサイト、市産業戦略課、各総合支所または各商工会窓口で配布

#### ◆申請に必要なもの

##### ◇申請書兼請求書

◇営業実態が確認できる書類(確定申告書、帳簿、営業許可書等)の写し

◇協力要請期間における休業が確認できる書類(帳簿、休業期間又は営業時間短縮を告知するチラシ・ポスター等)の写し

##### ◇誓約書

##### ◇本人確認書類

◇振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

◇提出書類チェックリスト

#### ◆課税上の取扱い 課税

◇個人事業主 「雑収入」として事業所得の収入に含まれます。そのため、令和2年分の確定申告に含めて申告する必要があります。

◇法人 「営業外収益」または「特別利益」に含まれます。

## (2) 税金や保険料等の猶予

### 市県民税、固定資産税、国民健康保険税を徴収猶予します



総務部税務課 ☎22-1121  
各総合支所市民サービス課

#### ◆市県民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の市税の徴収を一定期間猶予するものです。

#### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、収入が減少したことにより、定められた期限内に市税を納付することができないことが申請により認められた方

#### ◆申請期間は

令和3年1月31日まで

#### ◆猶予される期間は

申請された日から原則1年以内

#### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、減収を証明する書類  
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

### 介護保険料を徴収猶予します



市民生活部介護福祉課 ☎22-1350  
各総合支所市民サービス課

#### ◆介護保険料の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の保険料徴収を一定期間猶予するものです。

#### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、収入が減少したことにより、定められた期限内に保険料を納付することができないことが申請により認められた第1号（65歳以上）被保険者

#### ◆申請期間は

令和3年3月1日まで

#### ◆猶予される期間は

納期の到来する保険料の全額を対象として6か月以内で徴収を猶予

#### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、減収を証明する書類  
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

### 水道料金・下水道等使用料を支払猶予します



上下水道部経営課 ☎42-1130  
各総合支所市民サービス課

#### ◆水道料金・下水道等使用料の支払猶予とは

下記の「対象となる方」の4月～6月請求分の使用料の支払いを猶予するものです。

#### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援金の特例貸付を受けた方

#### ◆申請期間は

各月納入期限日まで

#### ◆猶予される期間は

各月納入期限翌月の月末まで

#### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、貸付決定等がわかる資料

### 下水道受益者分担金を徴収猶予します



上下水道部経営課 ☎42-1130  
各総合支所市民サービス課

#### ◆下水道受益者分担金の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の6月請求の下水道受益者分担金を猶予するものです。（ただし、分割納付者に限る。）

#### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援金の特例貸付を受けた方

#### ◆申請期間は

令和2年6月30日まで

#### ◆猶予される期間は

令和2年7月末まで

#### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、貸付決定等がわかる資料

## 奨学資金償還金の償還期間を 猶予します



教育部教育総務課  
☎42-3511

### ◆奨学資金償還金の償還猶予とは

下記の「対象となる方」の奨学資金の償還を一定期間猶予するものです。

### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、収入が減少したことにより、奨学資金を償還することができないことが申請により認められた方

### ◆申請期間は

令和3年3月31日まで

### ◆猶予される期間は

各月納入期限から1年以内

### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、減収を証明する書類  
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

## 2. 国等において実施する支援

<b>持続化給付金</b>		<b>【経済産業省（中小企業庁）】</b>
中小企業やフリーランスを含む個人事業主を対象に事業収入が前年同月から半減した場合、最大200万円を支給（法人 200万円、個人事業主 100万円）	■申請先 ■問合せ先	持続化給付金ホームページ 持続化給付金事業コールセンター 電話：0120-115-570
<b>農林漁業者への資金繰り支援（農林漁業セーフティネット資金）</b>		<b>【農林水産省】</b>
経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等による貸付	■申請先 ■問合せ先	公庫・農協・銀行 ㈱日本政策金融公庫各支店 ㈱日本政策金融公庫本店コールセンター 電話：0120-154-505
<b>農林業経営サポート資金</b>		<b>【宮城県】</b>
農林業経営の維持・安定に向けた短期運転資金の貸付	■申請先 ■問合せ先	県内農協・県内七十七銀行 宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 電話：022-211-2835
<b>雇用調整助成金の特例措置</b>		<b>【厚生労働省】</b>
業績が悪化した企業が、一時的に休業等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成	■申請・問合せ先	築館公共職業安定所 電話：0228-22-2531
<b>小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援</b>		<b>【厚生労働省】</b>
小学校等の臨時休業等に伴い保護者に有給休暇を取得させた企業等に対する助成	■申請先 ■問合せ先	学校等休業助成金・支援金受付センター 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 電話：0120-60-3999
<b>肥育牛経営等緊急支援特別対策事業</b>		<b>【農林水産省】</b>
優良な肥育牛生産等の経営体質の強化への取組や出荷延期に伴う掛かり増し経費等に対する助成	■問合せ先	農林水産省生産局畜産企画課 電話：03-3502-0874
<b>肉用子牛流通円滑化等緊急対策</b>		<b>【農林水産省】</b>
計画出荷に関する掛かり増し経費に対する助成	■問合せ先	農林水産省生産局食肉鶏卵課 電話：03-3502-5989
<b>野菜価格安定対策事業</b>		<b>【農林水産省】</b>
市場での野菜価格下落の影響緩和策として補給金を交付	■問合せ先	農林水産省生産局園芸作物課 電話：03-3502-5961
<b>高収益作物次期作支援交付金</b>		<b>【農林水産省】</b>
次期作に前向きに取り組む、野菜・花き・果樹・茶など高収益作物の生産者等に対する助成	■問合せ先	農林水産省生産局園芸作物課 電話：03-6738-7423 農林水産省生産局地域対策官 電話：03-6744-2117

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■ 栗原市ホームページ URL <https://www.kuriharacity.jp/>